

〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人東山会

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岡山県倉敷市亀山775番地の1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成3年1月7日

(4) 設立登記年月日 平成3年1月14日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	伊木 勝道	院長 伊木診療所 管理者
常務理事	和泉 隆志	
理事	伊木 民子	
同	和泉 佳代子	
同	石尾 尚美	
同	小山 久夫	介護老人保健施設亀龍園 管理者
監事	今上 守人	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	伊木診療所	岡山県倉敷市亀山 775 番地の 1	一般病床 17 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設	亀龍園	岡山県倉敷市亀山 679 番地の 1	入所定員 100 名 通所定員 80 名
介護医療 院			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
亀龍園訪問看護ステーション	岡山県倉敷市亀山 775 番地の 1	
亀龍園居宅介護支援センター	岡山県倉敷市亀山 679 番地の 1	
倉敷市帯江・豊洲高齢者支援センター 【倉敷市から委託を受けて管理】	岡山県倉敷市亀山 679 番地の 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月30日 第31期決算報告書承認  
 令和4年3月31日 理事退任、理事就任の承認  
 介護老人保健施設亀龍園管理者変更の承認  
 令和4年5月31日 理事退任、理事就任の承認  
 介護老人保健施設亀龍園管理者変更の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。  
 なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

該当なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人東山会

※医療法人整理番号 00294

所在地 岡山県倉敷市亀山775番地の1

財 産 目 録

(令和 4年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	1,966,472 千円
2. 負 債 額	1,017,796 千円
3. 純 資 産 額	948,676 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	515,836
B 固 定 資 産	1,450,636
C 資 産 合 計 (A+B)	1,966,472
D 負 債 合 計	1,017,796
E 純 資 産 (C-D)	948,676

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人東山会

※医療法人整理番号 00294

所在地 岡山県倉敷市亀山775番地の1

貸 借 対 照 表

(令和 4年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	515,836	<b>I 流動負債</b>	147,580
現金及び預金	145,422	買掛金	35,391
事業未収金	145,679	短期借入金	86,664
貯蔵品	1,298	未払金	18,910
材料	4,056	預り金	4,754
短期貸付金	88,000	未払費用	0
立替金	1,804	その他流動負債	1,862
未収入金	84,298		
仮払金	40,912		
前払費用	4,368		
その他の流動資産	0		
<b>II 固定資産</b>	1,450,636	<b>II 固定負債</b>	870,216
1 有形固定資産	1,308,433	長期借入金	870,216
建物	378,590		
建物附属設備	215,863		
構築物	12,127		
工具器具備品	13,367		
車両運搬具	0		
土地	688,485		
2 無形固定資産	1,424		
電話加入権	848		
ソフトウェア	575		
3 その他の資産	140,779		
長期貸付金	88,650		
長期前払費用	1,384		
保険積立金	35,068		
敷金	15,678		
<b>資産合計</b>	<b>1,966,472</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,017,796</b>
		<b>純資産の部</b>	
		科 目	金 額
		<b>I 出資金</b>	50,000
		<b>II 資本剰余金</b>	0
		<b>III 利益剰余金</b>	898,676
		<b>IV 評価・換算差額等</b>	0
		<b>純資産合計</b>	<b>948,676</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,966,472</b>

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人東山会

※医療法人整理番号 〇〇294

所在地 岡山県倉敷市亀山775番地の1

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 10月 1日 至 令和 4年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		855,577
2 事業費用		862,920
本来業務事業損失		7,343
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		87,317
2 事業費用		71,968
附帯業務事業利益		15,350
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
<b>事業利益</b>		8,006
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	1	
その他の事業外収益	10,020	10,021
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	10,289	
その他の事業外費用	0	10,289
<b>経常利益</b>		7,738
<b>IV 特別利益</b>		
<b>V 特別損失</b>		
固定資産除却損	0	
固定資産圧縮損	429	429
<b>税引前当期純利益</b>		7,309
法人税・住民税及び事業税	760	
<b>当期純利益</b>		6,549

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人東山会  
所在地 岡山県倉敷市亀山775番地の1

※医療法人整理番号 00294

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の近親 者が代 表であ る法人	(有)倉敷メ デイケ ート	岡山県倉 敷市羽 島 1000-2				資金の貸付	32,000	短期貸付金	32,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事和泉隆志の父親が代表取締役である法人。

(注) 2. (有)倉敷メデイケートと当該医療法人で金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。なお、有利子の貸付としている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者	伊木 道原	医師	当法人の理事長の父親	資金の貸付	46,184	未収入金	46,184

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1.伊木道原と当該医療法人で金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。なお、有利子の貸付としている。

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者	伊木 道原	医師	当法人の理事長の父親	資金の貸付	39,181	仮払金	39,181

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1.伊木道原と当該医療法人で金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。なお、有利子の貸付としている。

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者	伊木 道原	医師	当法人の理事長の父親	資金の貸付	29,000	長期貸付金	29,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1.伊木道原と当該医療法人で金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。なお、有利子の貸付としている。

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者	和泉 雅一		当法人の理事の父親	資金の貸付	21,000	長期貸付金	21,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1.和泉雅一と当該医療法人で金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。なお、有利子の貸付としている。

## 様式 6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人東山会

理事長 伊木 勝道 殿

私（注1）は、医療法人東山会の第32期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 11月 30日  
医療法人東山会  
監事 今上 守人

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。